

令和8年度 第2回松田町地域公共交通会議

次 第

日 時 令和8年9月18日(金)14:00～

場 所 松田町生涯学習センター 展示ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 副町長あいさつ

4 議事

(1) (富士急モビリティ) 路線バスの運賃改定について 資料1

(2) 松田町公共ライドシェア運行事業について 資料2～5

※国土交通省「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」
(4. 地域公共交通会議の構成員)の規定に基づき、申請者自身が関わる運送の可否についての議決には加わることができません。そのため、本件のプレゼンテーション及び質疑応答の終了後、足柄オンデマンド関係者の皆様にはご退席いただきます。

また、これと同時に、松田町地域公共交通会議設置要綱第6条第5項の規定により、円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については非公開で行うものとするため、記者を含む傍聴人の皆様につきましても、同様にプレゼンテーション及び質疑応答の終了後、ご退席いただきます。

(3) その他

5 閉会

地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（令和 6 年 9 月 30 日）
地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（一部抜粋）

4. 地域公共交通会議の構成員

- （１） 地域公共交通会議の構成員は、施行規則第 4 条の 2 第 1 項に掲げる者とする。
ただし、施行規則第 4 条の 2 第 2 項の規定により、地域の実情により、構成員に上記以外の者を加えることができる。
自家用有償旅客運送の実施において、観光旅客を含む来訪者を輸送対象とする場合は、地域の観光資源の活用を図る観点から、観光協会や観光関連事業者等の観光関係者を構成員に加えることが望ましい。
- （２） 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、地域公共交通会議において公正・中立な運営及び地域住民、観光旅客を含む来訪者その他の利用者の視点に立った協議がなされるよう、地域公共交通会議にあつては施行規則第 4 条の 2 第 1 項に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- （３） 自家用有償旅客運送に係る申請者に対しては、地域公共交通会議を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、地域公共交通会議（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし当該申請者（市町村が申請者である場合を除く。）が地域公共交通会議に参加する場合にあつては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- （４） 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、円滑な協議を誘導するため、地域公共交通のエキスパートなどの人材を第三者のコーディネーターとして加えるよう配慮する。
- （５） 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、その必要性については、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。なお、地域公共交通会議に移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での緊密な連携を図ることが必要である。
- （６） 地域公共交通会議の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成 26 年 11 月 20 日国土交通省、総務省告示第 1 号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。